

平成15年第4回教育委員会記録

平成15年3月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成15年3月12日(水) 午後1時33分～午後2時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館
次長 杉田 治
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 3 名

会議に付した事件

(報告)

- (1) 平成14年度杉並区学校文化栄誉顕彰受賞者について
- (2) 学級編制システム及び学習到達度把握システムの開始について
- (3) 学校希望制度に関する保護者アンケート(第2回)
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (5) 平成14年度スポーツ栄誉顕彰について

委員長 ただいまから、第4回教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いします。

ご案内しましたように、本日の議事日程は議案が2件、報告が5件です。

初めに、議案の第16号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議いたします。施設課長説明をお願いいたします。

施設課長 「教育財産の用途廃止について」ご説明いたします。本件は、方南幼稚園の用途廃止です。平成14年9月の議会で、条例につきましては議決をいただいております。用途廃止する財産の表示は記載のとおりです。土地と建物です。用途廃止の年月日は平成15年4月1日です。本日、議決をいただければ、経理課長を通じて図書館次長に引き継ぐこととなります。次のページに案内図と配置図を添付しております。以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

大蔵委員 跡地の利用はどうするのですか。中央図書館次長に引き継ぐというのは、図書館として使うのですか。

中央図書館次長 現在の計画では、図書館と保育園の併設を計画しています。

大蔵委員 そうすると、保育園は向こう側の区長部局で出てきますから、ここでははっきり分からないわけですね。

中央図書館次長 基本的には図書館部分が平米数も広いこともあって、中央図書館で管理することになります。

大蔵委員 それはまた、この教育委員会に上がってくることになりますか。中央図書館ということになれば、当然上がってくるのでしょうか。

中央図書館次長 はい、そうなります。

委員長 いまのお話では、一旦教育財を外してということでしょうか。

中央図書館次長 そうです。

委員長 それでまた戻ってくるかもしれないということですか。

大蔵委員 いいえ、中央図書館の次長に移すのですから、依然として教育委員会の下にはあるということでしょう。

中央図書館次長 経理課長を経由して、中央図書館になります。

大蔵委員 そうすると、財産は一時的には区長部局に移るということですか。

中央図書館次長 はい、そうです。

大蔵委員 それでは、もう一回移る時にこちらに出てくるのですね。

中央図書館次長 はい。

大蔵委員 分かりました。

委員長 役所の手続上のことですね。

教育長 この幼稚園建設費で、国庫補助はどうですか。

施設課長 いただいております。

教育長 返還の関係はどうですか。

施設課長 その部分もあると思います。

教育長 返還する部分もありますか。年次が経過している場合にはどうですか。

大蔵委員 何年間使ったかによって違いますね。

施設課長 その辺は確認いたします。

教育長 多分、返還対象になってないと思いますが、念のために聞いておきたかったので調べておいてください。お願いします。

施設課長 はい。

委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

委員長 では、議案第16号については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんので、本件については議案どおり可決といたします。

次に、議案第17号「杉並区文化財の指定並びに登録について」を上程し、審議していただきます。社会教育スポーツ課長説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 議案第17号「杉並区文化財の指定並びに登録について」をご説明します。

平成14年度の指定文化財及び登録文化財について、文化財保護審議会に諮問して、その答申が得られましたので今回提案いたします。

まず、指定文化財は1件です。議案を1枚めくっていただきますと、有形民俗文化財、板絵着色製茶図が1面です。所有者は宗教法人荻窪八幡神社です。

登録文化財については2件で、1件は有形文化財宗源寺開基碑で、宗教法人宗源寺の所有です。もう一つが有形民俗文化財で、高円寺南1丁目(旧中山谷)所在の民間信仰石造物5基です。こちらは、宗教法人天祖神社が所有しているものです。

それぞれについて説明いたします。指定文化財の答申をいただいた板絵着色製茶図ですが、委員の皆様のお手元には別の資料として、写真で撮ったもののコピーをお配りしています。こちらの絵馬は、荻窪八幡神社に奉納されています。荻窪八幡神社は旧多摩郡上荻窪村の鎮守で、社伝によると宇多天皇の寛平年間(889~897)に創祀された神社です。明治初年、東京府で桑と茶の

栽培を奨励していて、この地帯でもかなり盛んにお茶の生産が行われました。明治 10 年から 20 年代にかけては外国への輸出品目になっていた状況があります。記録によると、製茶については明治 16 年の調べがありますが、こちらでは、上下井草村では総戸数の 2 割ほどが製茶に従事していた記録があります。

本件の茶作り絵馬には、製茶の工程と製茶にかかわる茶師、7 人の人物が描かれています。茶摘みから製茶までの工程の中で、茶を蒸かすのは女性、「揉み」と「仕上げ」は男性というふうに分担されていました。この図柄からも、そのように男衆 7 人で揉み、仕上げを行っている図が描かれております。そのほかに人物 7 人の髪型については、髷とざんぎり頭が混在しているところにも当時の風俗が描かれています。

今回の指定の理由ですが、本絵馬は明治前期に杉並農業の一役を担っていた茶葉の生産と製茶の姿を描いているということで、杉並区の産業資料として、また当時の信仰や風俗を伝える資料としても重要であるということで、指定文化財の答申を受けています。

登録文化財は、一つは宗源寺の開基碑です。こちらについては、別にお手元にお配りした資料の表がその文章で、裏側に印刷してあるのが開基碑の全体をスケッチしたものです。この開基碑が建てられたのは、宗源寺の 33 代眞静院日和上人の時代であると言われております。宗源寺は山号を叡昌山といい、寺伝によると初めは宗源庵と称していたのが、いま現在の地に創建され正保のころ房州小湊誕生寺の末寺となりました。その際に、庵号、いろいろな号を廃して「宗源寺」と改めたとあります。

この文章のほうは「識文」と言っておりますが、こちらは志賀重昂が識文を担当しました。志賀重昂は明治・大正時代の思想家、地理学者として有名な方で、この宗源寺の檀家でありこれに携わりました。

登録理由としては、本碑は宗源寺の歴史の一端を示すものであり、また碑の識文が思想家、地理学者として名前を残した志賀重昂によるものであり、重要であるということで今回登録文化財の答申を受けています。

なお、この宗源寺の由来、開基については、この文章によると貞和という年号の足利尊氏の時代で、「吉田氏由緒書」からこちらに示されています。

登録文化財の 2 つ目は、高円寺南 1 丁目、ちょうど環状 7 号線と青梅街道がぶつかる北側に高円寺陸橋がありますが、ここの近くにあるもので旧字で言うと「中山谷」という所にある民間信仰の石造物五基です。こちらも別の資料で、その石造物のスケッチしたものをお手元にお配りしています。

まず 1 点目は「享保六年銘阿弥陀如来立像」です。この石造物は寒念仏で、寒中 60 日間に念

仏しながら寺々を巡拝したり、屋内で念仏講を催して和讃や念仏を称えるということで、そのための造形です。当時、この周辺において寒念仏が行われたことを示すもので、杉並区内では唯一の寒念仏の供養塔です。

2点目が「寛文十年銘阿弥陀如来立像」です。この石造物は、もともと智本林栄居士と妙王の墓石でお墓でした。詳しい経緯は分かりませんが、それが民間信仰の対象となり、これも当時の民間信仰の状況を示す、区内で阿弥陀石像としては3番目に古い造立例です。

この絵は、台石に「和田村水車」の銘が刻んであります。これは明治期の文献に登場する和田村の水車が、幕末には稼働していたことを推測させる資料にもなっています。

3点目が「正徳三年銘青面金剛立像」で、いわゆる「庚申塔」と言われているものです。杉並でも、この時代に非常に多く庚申塔が作られた盛んな時期のものです。重量感のある庚申塔で20人の講中によって造立されたものです。この20名という人数は、杉並地域の講としては大きな講集団を示すものと言われています。

4点目が「元禄七年銘青面金剛立像」です。これも庚申塔です。杉並地域での庚申塔造立最盛期の作例です。様式は江戸時代中期以後によく見かけるものです。

5点目が「享保十三年銘六十六部供養塔」です。これは諸国を巡礼して、法華経六十六部を供養奉納したことを示す塔で、これについては天祖神社の境内に移されております。

この民間信仰石造物群は、青梅街道沿いに存在する民間信仰石造物群の一つで、ほぼ当初の位置に近い場所に保存されていて損傷も少ないということです。年代は江戸時代中期前半に集中しており、区内においても比較的早い時期の造立を物語っています。

登録理由は、造立の主旨・像容は庚申塔・寒念仏塔・阿弥陀塔・大乘妙典六十六部供養塔と多様であって、当時の庶民の民間信仰の姿をよく示していて、民俗学的に重要な資料であるということで、登録文化財の答申を得たものです。説明は以上です。

委員長 ご質問・ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 杉並区文化財保護条例を読んでおけばいいのですが、読んでいないものですから、指定と登録はどれくらい違うのですか。

社会教育スポーツ課長 歴史的に見て価値の高いものを「登録」として、その中でも特に重要な価値のあるものを「指定」としています。

大蔵委員 「指定」のものは、もうすでに「登録」されているのですか。

社会教育スポーツ課長 「登録」も同時にしています。

大蔵委員 同時にしているのですか。

社会教育スポーツ課長 はい。一応「登録」と「指定」とを分けていますが、価値的には「登録」

の条件を満たしていて、そのうえ価値があるものを「指定」と思っております。

大蔵委員 杉並区は、いくらか助成金とか何か出るのですか。

社会教育スポーツ課長 登録指定文化財等になりますと、文化財の保護奨励金ということで、金額はまちまちで、少額ですが奨励金として所有者に対して支出しております。

大蔵委員 指定も同じですか。

社会教育スポーツ課長 はい、「指定」も同じです。

大蔵委員 「指定」のほうが金額は多いのですか。

社会教育スポーツ課長 「指定」のほうが金額的には多いです。

大蔵委員 勝手に売ってはいけないとかいう条件はつくのですか。

社会教育スポーツ課長 それはあります。今回のものについても、同意書を事前にとって、そういったことについて承知していただいております。

教育長 指定の建造物の文化財で、高千穂大学の敷地の中に武道場があるのですが、これは大正年間のもので、現代に残された実際に大学生が使っているものとして極めてユニークなものです。武道ですから「ドーン」と足をつくると、下に瓶が眠っていて床がこだまするようになっているのです。指定文化財ということで指定してありましたので、建替えでもないのですが補修の時に、区でも特別な予算を組んで助成したことがあります。たしか 1,000 万円単位のお金を助成した記憶があります。先ほどご質問がありましたが、定例的にはもう本当に 1 万円とか 2 万円とかいう単位のお金ですが、建造物に限ってはそういう特別な予算を組んで助成することもあります。

宮坂委員 助成金をいただいているわけですから、当然、所有者が保存、保護する義務が出てくるわけですね。

社会教育スポーツ課長 そうです。文化財に指定されることで、それなりの注意義務と言いますか。

宮坂委員 そのチェックはするのですか。

社会教育スポーツ課長 チェックは特にはしません。文化財保護指導員がときどき見えています。全部チェックするわけではありませんが、気が付いたことをこちらに連絡をいただくことになっています。

教育長 一旦、指定ないし登録をしますと勝手に処分したり、どこかのテレビ番組でお宝などに出されては困るわけです。そういうことはしないというお約束はいただいております。

杉並区は、もともと原野みたいなもので、将軍家のタカ狩りの場であったり、むしろ、妙法寺などは希少な例で、ほとんど城閣の類いはありません。そういう意味では、年代が平安だ室町だというわけにはいかないのですが、江戸期以降のもので文化財保護審議会の先生方が、こまめに丹念にお調べになってその中から発見していくこと。昭和 57 年の文化財保護条例設定を行って

いただいて、指定された数はいまもう相当の件数になっているのではないのでしょうか。毎年わず
かずつですが指定をお願いしております。

社会教育スポーツ課長 指定については、昨年度末で指定が 67 件、登録が 47 件で、114 件、今回
の 3 件を加えれば 117 件になっています。

委員長 本件そのものには関係ないのですが、こういう「指定」とか「登録」とかが行われて、そ
れをどう広報的に知らせるのですか。よく、いろいろな標識板と言いますか、いろいろなお寺な
どでも入り口に広報されていますね。ああいったのは定期的に敷設したり補修したり、手入れと
かはやられているわけですか。

社会教育スポーツ課長 周知のために新しいものは区報等でもやりますし、現場においては案内表
示板で標識を付けて、定期的と言いますか「点検、掃除」と申して、必要とあればそれを補修す
るということで行っています。

委員長 ああいったものが、我々にとっては役立つのです。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

委員長 では、議案第 17 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんので、本件については議案どおり可決といたします。

次に、報告事項に入ります。先ほど申しましたように 5 点あります。

まず第 1 に、「平成 14 年度杉並区学校文化荣誉顕彰受賞者について」と、学校運営課の分の
「学級編制システム及び学習到達度把握システムの開始について」の 2 点、庶務課長から説明を
お願いします。

庶務課長 私から 2 点ご報告いたします。まず第 1 点目は、「平成 14 年度杉並区学校文化荣誉顕彰
受賞者について」で、お手元に資料がお配りしてあります。今回の平成 14 年度分は、平成 13 年
度分と若干変えてあります。変更の大きなところは、これまで杉並区立の小中学校、養護学校等
を対象に行っていたわけですが、今年度は杉並区内にある私立学校の子どもたちについても対象
として行いました。

この顕彰は、文化荣誉顕彰審査委員会で審査を行いました。2 月 18 日に行って、個人で 20 名、
団体は 1 団体で受章者を決定しました。個人については、私立の子どもたちが 4 人、公立の子ど
もたちが 16 人です。それぞれ小中学校別でいきますと、小学校が 8 人、中学校が 12 人の枠にな
っています。団体は 1 団体で、東原中学校 30 人が 1 団体で受章の決定です。それぞれの審査結
果については、資料がありますのでご覧いただきたいと思います。

文化栄誉章の授与式は、3月17日午後3時から、中棟6階第4会議室で予定していますので、こちらへの出席もよろしくお願いいたします。受章者には、副賞として文具セットの記念品を贈ることで準備を進めています。

昨年度との比較ですが、昨年は個人で15名、団体で6団体で、今回は団体が少なかったと言えるかと思います。

次に「学級編制システム及び学習到達度把握システムの開始」はどういうものかと言いますと、学級編制とか緊急連絡簿、教職員の時間割りをパソコンでやっということ。同じくパソコンで「各種学習到達度」となっていますが、通知表の作成をしたりテストの書類業務をパソコンで処理しという事です。これらについて、個人情報保護審議会、個人情報保護委員会それぞれの審議会と委員会に諮って了承されましたので、平成15年5月以降からこのシステムを開始していきたいと思っております。

行うに当たって、現在、学校にパソコンが入っているのは各学校1台です。実際にこれらの業務で使うのは教員が主になってきますが、まだそういったパソコンの配置状況ですので、現在、教職員が使っている私有パソコンを登録して、こうした業務を行っていくという事です。5月1日から私有パソコンの登録とシステムの開始で進めていきます。

ウィルスソフト配布の関係は、安全性をきちんと担保していかなければなりませんので、セキュリティ対策のためのウィルスソフトを、台数に応じて配布して進めていこうと考えています。

それぞれ2つのシステムでの事務処理の効果は、学級編制システムは、1クラスあたり45時間ぐらいの減になるのではないかと。学習到達度把握システムは、小学校で1クラスあたり24時間、中学校で57時間程度の事務処理の減になるのではないかと。以上です。

大蔵委員 ウィルスソフトをインストールした私有パソコンにはシールを貼ると言っていますが、ウィルスは次々に新しいのが出てくるのですが、次々に新しくインストールしたシールを、ということですか。

事務局次長 登録して最初に貼ったら次はそのまま、また新しいものをすぐやっという事で、その都度貼るということではなくて「登録対象機」というふうな記を付けることになると思います。

委員長 2番目の問題についてご質問が出ましたので、いまの続きで最初に2番目のことでありますらどうぞ。

安本委員 これは私有パソコンですから、お持ちでない方はこの時間減の恩恵に預からないことになるのですね。そうすると、自分で持って来た人だけになりますね。

事務局次長 これは経過を言いますと、我々もそうだったのですが、役所で買って個人個人に配置

するのはなかなか予算上迫り着かなくて、実態が先行していたのです。個人情報保護という観点から、野放しにしておく全く何に使っているのか分からないという状況が分かったということです。そのもう少し前に、私有パソコンのこういう制度を一般事務職員はやっていたのです。その後、現在は1人1台という配置になっていますから、我々の場合そういう私有パソコンは少なくなったのですが、学校はまだそこまで行っていません。ご覧のとおり1台配置したばかりで、これから配置していくということで、学校でもほとんどの先生たちが自分のパソコンを持っているので、「使ってもいいですよ」という形にしたということです。

安本委員 それもそうなのですが、本当だったら区が持ってない人には貸し出すなり何なりするのが、いまの時代はもうパソコンで皆さんがそういうふうになさるから。

事務局次長 これから学校のIT化を進めていくということで、我々はこの3年ぐらいの間に全員1台を考えたのですが、財政上の問題があり当面3年間ぐらいの計画の中では、5人に1台ぐらいは配置して共同で使ってもらうことでいまやっています。そういう形にしても1人1台ではないので、やはりこういった私有パソコンもあるだろうと。持ってない方は、ある意味では使えない方ではないかということで、そういう点では無理に使わせることではないということです。

安本委員 本当は、できれば皆さんに1台ずつお貸しできればいいですね。学校のことは学校のパソコンでやるほうが。

事務局次長 将来的にはと言いますか、我々の計画の中では1人1台とっております。ただ、いま言いましたとおり、3年間の中では、そこまで配置する計画にはなっていないのですが、その次の計画では是非そうしたいと思っております。

委員長 よろしいですか。それでは1番目に戻り、「文化荣誉顕彰」についてご質問がありましたらどうぞ。特にありませんか。

それでは3番目の「学校希望制度に関する保護者アンケート（第2回）」について、学務課長説明をお願いいたします。

学務課長 お手元の資料をご覧ください。「学校規模制度に関する保護者アンケート（第2回）」の結果をご報告いたします。

このアンケートは、実際に学校希望申請を出された保護者を対象に、今後の制度の参考とするために実施したもので、制度導入初年度に続いて第2回目になります。

調査の概要は表に書いてありますとおり、対象は希望申請された新1年生の保護者の853名の皆様に、1月10日就学通知を発送する際、該当の方の封筒に同封してアンケートの協力をお願いしました。回答者数は617名で、実数でも昨年の前回に比べて回答は100件以上多く、率で約8%近い伸びで全体として72.3%の回収率でした。調査期間は、1月10日から31日まで実施し

ました。

今回、新規の設問は問2で、そのほかはやはり保護者の意識など、経年的な推移を把握して押さえておく必要があるということで、若干文言等を修正しますが基本的な設問は、問2を除いて同じような内容にしています。

2枚目をお開きください。今回新しく盛り込んだ設問で、学校を選ぶ際に「保護者や本人（子どもさん）、どなたが判断しましたか」という設問を設けました。結果的に、やはり「ご家庭の中で保護者、お子さんがそれぞれ話し合っ」という方が6割を超えるわけですが、小学校では保護者、中学校ではお子さんが、それに次いで件数的に多い傾向があり、小学校就学前と小学校6年生で、お子さんの意識も当然高まってくるということを示していると思っています。

問3は、「学校を選ぶ基準」についてお尋ねしました。この基準は、上位3つは初回と同様の順番で、やはり「学校と自宅の距離」「通学時の安全」「保護者あるいはお子さんの友人関係」、さらには「学校見学での印象」となっています。前回との比較で申し上げますと、小学校では「学校見学での印象」がやや伸び、逆に中学校ではやや減少の傾向が出ている一方、「学校が荒れている」という生活指導上の問題への関心も比較的高くなっているという捉え方をしています。

4ページの間4で「通学時間」についてお尋ねしましたが、「20分以内」が小・中合わせて8割以上です。前回と同様、設問3の「学校を選ぶ基準」の中で、「自宅からの距離」がトップにきておりますが、その結果を裏付ける形になったと考えています。ただ、小学校のほうが通学時間が短くなる傾向があるのですが、中学校では逆に「30分以内」の割合が増えて、若干距離があっても、行きたい学校という意識が出ているのかと考えております。

5ページの間5は、「学校見学」についての質問をしました。「この期間中に学校見学をされたかどうか」という点では、「何らかの形で学校見学、行事に参加した方」というお答えが合わせて6割以上です。細かい項目を見ますと「見学せずに希望した」という項目は、小学校では4%強減り、中学校では残念ながら逆に増えるということです。小学校の方は、より意識をもって学校見学などの機会を捉えて、じかに学校に行かれる方が増えているのですが、中学校ではむしろ減っている結果になっています。

また、見学や行事に参加された方に、指定校、隣接校をどのくらい見学されたかを調べるために(2)で「見学範囲」についてお尋ねしましたが、「指定校、隣接校両方見学した」方は6割で、大半は2校までで全体の9割を占めている結果になっています。

6ページの「今後学校を選ぶ時に、どういう方法で学校情報を得たか」ですが、これも残念ながらと言いますか、前回と同様「友達、知人からの情報」という項目がいちばん多く、次に「見学会」「学校紹介チラシ」という順番で、1回目と同様、伝聞情報に頼る傾向が見られます。中

学校では「学校説明会」というお答えをなさる方も多いのですが、今年度から全校の学校ホームページを立ち上げて、その利用状況などを伺ったわけですが、まだまだPRを含めて利用の実績が少ないことが、今回の結果でも改めて示されましたので、今後の課題として改善していきたいと考えています。

7ページの「今後選ぶ基準として、どういった学校情報が必要か」という点は、1回目と同様、教育活動の中身の話で「いじめや不登校などの状況」「学校の教育目標、方針」などが上位に並んでおります。また、小・中別では、小学校の学校の規模と言いますか「児童生徒数や学級数」「地域との結び付き」「PTA活動」により関心が向いているようで、中学校では「部活動」「進路状況」「制服の有無」に、比較のお答えが多く寄せられている状況があります。

8ページは「選べる範囲」です。杉並の場合は、隣接校方式を導入しているわけですが、この範囲について小学校、中学校それぞれについて「両方ともお答えください」という設問をしました。回答では、やはり小学校で希望申請で申し込まれた方は、小学校だけという方も少なからずいましたので、ここでは前年との比較をするために、あくまで小学校であれば小学校の入学予定者の前年度の比較、中学校も同様の比較のデータをまとめる一方、参考として小・中両方含めて括って前年との比較を改めてしてみました。内容は、やはり「現状の隣接校のままがよい」というお答えが小・中合わせて6割近い結果ということがあります。小・中別で比較いたしますと、小学校はこの「隣接校（現状）のままがよい」が増える一方、中学校のほうではもう少し学校を選べる幅を広げてほしいという声と比較的多くなっていることで、小・中の保護者意識に多少の差があるというふうな状況が伺えます。小学校、中学校それぞれ選んだ方も含めて、全体の数を平成15年度と平成14年度を比較した結果で、いま申し上げた傾向がより顕著に出てきているような結果になっております。ちなみに、平成14年度の中学校の隣接校より選べる幅を広げてほしい割合が4割弱という状況ですが、平成15年度は55%でやや選択の幅を広げてほしいというご要望が、中学校のほうでは強く出ているという状況がありました。

そして最後に問9ですが、フリーアンサーで自由に希望制度に対するご意見、ご要望を書いていただくということで設けまして、合計で232名の方からさまざまな声をいただきました。別冊でこの問9の重要意見を、できる限りさまざまな声を把握しておく必要があるということで、小学校編、中学校編に分けて主にその他を入れて15項目に内容を整理してまとめたものです。

全体の傾向としては、制度スタート2年目ということではありますが、希望制度、選択制に対する肯定的なご意見が非常に増えてきたという印象がある一方、具体的なご要望、例えば学校見学や学校情報など、こういったところに対するご要望、ご意見などがかなり多く出ているという受け止め方をしております。

以上が概要ですが、この結果につきましては、すでに区の公式ホームページのほうに載せまして広く周知をする一方、校長会を通じて学校のほうにもこの結果をフィードバックし、次回3回目の希望制度に向けたさまざまな学校からの情報発信などにも、積極的にご活用いただくようお願いなどしてまいる予定です。私からは以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 このフリーアンサーのほうは、いまいただいたのでまだ読んでないからちょっとよくわかりませんが、1つは学校の基準の中で、中学校のほうで制服というのがありまして、制服問題というのは割合にあるのですね。これは、あるほうがいいという意見なのですか、ないほうがいいという意見なのですか。

学務課長 具体的な声を見ますと、ないほうが自由というようなお気持で選ばれる方もいらっしゃると思います。

大蔵委員 この自由のほうをちょっと読みまして、抽せんについて中学校のほうで「第二希望まで選べるといい」。実際、第一希望で抽せんに漏れることが現にあるのですね。だから、これは第二希望、第三はどうかしりませんが、第二希望ぐらいまでやることはできるのですか。やることは考えていらっしゃるでしょうか。

学務課長 すでに多くの区で学校選択制を導入してしまっていて、こういった補欠制度を設けている区もいくつか見られますので、制度上実施できないわけではありません。杉並区では今回も小学校、中学校合わせて2校で抽せんという形になりました。私どもとしては、就学通知を発送した後、個々の具体的なご事情をお伺いしながら、指定校変更などで対応していくというふうな考え方で行っております。そこで、こういった声も参考とさせていただきたいというふうな受け止め方しております。

大蔵委員 また、これをずっと読みましたら何か質問があるかもしれません。

宮坂委員 私もいまちょっとこれをパラパラと見たのですが、この保護者アンケートの2冊目の中に反対意見。この制度そのもの自体に反対だという意見がありますね。このような制度は必要ないというのは、パーセンテージとして何パーセントぐらいなのでしょう。

学務課長 パーセントでの整理はちょっとしておりません。ただ、内容的に複数のものがある場合は適宜整理をしていますので、例えば3ページ目で5件載せておりますが、概ね基本的に回答のご趣旨を活かして整理していくという考え方でおりますので、基本的にこの数ぐらいというふうな受け止め方で結構かと思えます。ただ、あくまで反対というふうな声を寄せられていますが、希望申請を出されて、それに沿ってお子さまが指定校以外の学校に行かれる保護者、制度を利用された方で、なおかつこういった声があったということです。

安本委員 よろしいですか。問4の通学時間のことなのですが、これは隣接校を選んでいながら小学生で40分、50分かかるといふふうにとればよろしいのですか。もう少し言うと、中学校では「50分を超える」ということを書いていらっしゃる方がいるようなのですけれども、これは当然徒歩ですね。これは隣接校の中で、そういうふうに住んでいる所でそうってしまったということに受け取ればよろしいのですか。

学務課長 指定校変更は、通学時間という要素も当然基準にしながら対応していますが、希望制度は隣接校の範囲内であれば理由を問わずということですから、実際にこういう方がいらっしゃった、小学校の隣接の中であつたと、保護者の方もその通学時間のリスクも含めて選ばれたということなんです。

安本委員 そうするとちょっとパラッと見た時に、本当は隣接校ではない隣の区、隣のブロックのほうが自分の家から近い。だから、隣接校ではないわけですよ。きっとブロックが違うのですよ。けれども、結局隣接校でないために、この希望制度を使わなかったのだと書いていらっしゃる方があつたのですね。逆にこれは隣接校で選んでも50分以上かかる人がいる、ということですよ。そうするともう少し柔軟に、例えば指定校変更制度ですと、そういうところの時間の制限があるというふうに聞いていますが、もうちょっとアンバランスという気がしたのですけれども。

学務課長 この捉え方ですが、その前の質問で自宅からの距離や通学の安全がいちばんトップに来ておりますけれども、今年度は50分の方がお一人いましたが、その方は通学時間という要素が選ぶ基準の中で、プライオリティで上位に来ていたわけではなくて、その遠い学校でも行きたい別の要素があつて、選ばれたという捉え方をしておりますので、私どもとしてはそういう理解でいるのですけれども。

安本委員 そうすると例えば隣接校で、実は別のブロックのほうが近い人がいるとしますよね。本当はそっちへ行きたいけれど、隣接校ではないから行けない時は、指定校変更制度を使えばいいということになりますよね。

学務課長 通学時間だけでなく、具体的な事情なども合わせて加味した上で判断させていただきます。しかし、いろいろな理由が出てくると思いますが、指定校変更の範囲の中でご相談に応じるという対応になるかと思ひます。

事務局次長 実際にいるのですかね。隣接校より隣のブロックのほうが近いというのは、少し考えにくいのです。

安本委員 でもありましたよ。隣接校でないほうが近いのだけど、そこには結局行けなかつたといふふうを書いてあつたから。でも極端ですよ。50分かけても行きたい、という人がいるのはちょっとびっくりしました。

学務課長 小学校1年生が徒歩で50分ですから、やはり通学の安全性ということも十分考慮に入れて、保護者の方は選んでいただければと思いますね。

委員長 貴重な資料いろいろおとりになって、大事だと思うのですけれども、特に中学校のほうが質問7でわかりますように、なぜという時に選択肢が多様性を呈していて、希望のいろいろな含みや思いがあって、大変苦勞をされているようなところがあるし、それから、あと自由意見のほうで、かなりいろいろ書いていただきましたので、今後こういったことをよく参考にされているとか、よく吟味されてこれからの施策を考えていかれたらというふうに思います。

ほかにございますか。

宮坂委員 いま隣接校の志望校がもし定員オーバーの場合には、その選定は抽せんですね。

学務課長 公開による抽せんを行っております。

宮坂委員 それ以外の方法は、将来、もちろん今現在は考えているということはないのですか。例えば、学校がある程度選ぶ。選び方はもちろん受験という方法もありますけれども、それ以外に「自宅からの距離が遠いからお宅はここはまずいのではないか」などという意見を、学校側からある程度保護者と話し合うというような選択肢。そういう、ある程度学校側のサジェスションというもの、将来的には全く考えていないのですか。

学務課長 一応現在では公平性ということで、公開による抽せんをしております。制度2年目ということで、ある程度何年かは導入の枠組みの中で、改善できるところは改善しながら進めていきたいと思っております。一方、学校希望に関する検討委員会などでの議論もありますので、そういったところでの答申、お考えなども参考にしながら、制度の見直しということもやるべき時期には、そういったご意見なども参考に取組んでいきたいと思っております。

安本委員 4ページの「範囲を広げて」というところの2つ目ですけど、「隣接していないから希望できなかった」というふうに書いてあるのだけれども、これは私が言った意味ではなかったかと思えます。私は、そういうふうにとったのです。

学務課長 委員のご指摘のようなご意見かと思えます。ちょっと具体的に杉並区図の中で見極めてみませんとお答えしにくいのですが、そういったご趣旨のご意見かと思えます。

安本委員 そういう方もあったわけですから、そういう方を継続して指定校変更制度。でも、制度的にもすごく難しく、絶対隣接校から選ばなければいけないと思っていられる方もたくさんいらっしゃるみたいです。指定校変更制度に興味があって一生懸命やっていたら、あっさりの方も、あとは抽せんの学校を希望する方とかは、いろいろあちらこちら調べていらっしゃるようですが、そうでない方もあるようなので、そういうところをもう少し広報するとか、方法あるよとか個別に相談を受けるということが周知されると、こういうのが出なくなるかなという気がす

るのですけれども。

学務課長 1月に締め切り、2月に集計整理をし、簡単な分析をしてまとめて今日ご報告したものですので、私の担当の課のほうでもさらに内容を1つひとつ精査しながら、今後の改善につなげられるものがあれば、積極的に対応してまいりたいと思います。

大蔵委員 いまのようなお話は、指定校変更で申請して直線距離で来られるこっちのほうが、隣接があって近いですよということをすれば、お考えいただけるかぎりですよ。

学務課長 小学校、中学校の通学時間というのを1つのベースの物差しにしながら、さらに個々具体的な地理的な状況あるいは身体的な状況等々、いろいろな要素を具体的にお聞きしながら対応しているところです。

大蔵委員 指定校変更で処理できる部分もあるわけですね。

学務課長 そうです。

委員長 よろしいですか。いろいろな成果をもとにまた検討のほどよろしくお願いします。

4番目に「教育委員会の共催・後援名義、使用承認一覧」。5番目が「平成14年度スポーツ栄誉顕彰について」。社会教育スポーツ課長どうぞ。

社会教育スポーツ課長 私のほうから最初に杉並区の教育委員会の共催・後援名義使用承認の一覧につきましてご報告いたします。2月分といたしましては、最後のページにありますけれども、合計いたしまして定例が41件、新規が7件、共催が12件、後援が36件ということです。

それでは、新規のほうについてご報告いたします。まず1ページ目のNo.2ですけれども、新規後援、「教育研究会 未来」が行います「心の教育」東京講演会。これは家庭教育に関する講演会です。この講演のタイトルとしては『親が変われば子供が変わる』という内容です。

No.6 新規後援の「みどりのボランティア杉並ビオトープネットワーク」が行います杉チャット「生き物調査隊」ということで、これは荻窪小学校の建設予定地及びその周辺におきまして、自然観察等を含む調査隊ということで行うものです。

No.13、新規後援につきましては「古典文学講座あじさいの会」が行います平家物語の新しい読み方、高井戸地域区民センターで行うものです。

2ページ目、No.20 の新規共催「杉並区スポーツ少年団」が行います、平成14年度第2回の東京都スポーツ少年団指導者研究協議会ということ、スポーツ少年団の指導者の質向上のために行うものです。セッション杉並で行います。

それから新規につきましては、4ページ目、こちらは社会教育センターのほうです。

社会教育センター所長 4頁目のNo.1、新規後援「全日本俳画穂有会」、楽しく学ぶ俳画講演会ということで4月16日に行います。俳画はいわゆる詩に表現したのが俳句ですが、絵に表わした

のが俳画ということでした。以上です。

社会教育スポーツ課長 続きまして、5ページ目は指導室関係ですけれども、ちょっと前に承認したもので漏れがございまして今回載せたものです。No.2、新規後援「杉並第十小学校、ソニー科学教育研究会、ソニー教育財団」が行います、第1回の科学教育研究会の全国大会です。それから、No.3新規後援「阿佐ヶ谷中学校」が行います第34回全国バズ学習研究大会の発表会というこの2件が、前に9月分でしたけれども、漏れがございましたので追加をしています。以上が新規の説明です。

続きまして、平成14年度スポーツ栄誉顕彰につきまして報告いたします。このスポーツ栄誉顕彰については、体育大会などにおいて優秀な成績を収めた者に対して贈られるものです。顕彰の基準といたしましては、対象大会の参加チーム及び参加の人数につきまして、いわゆる規模といたしますか、基準を設けてございます。団体は15チーム以上、それから個人も15人以上。それから関東以上の大会につきましても、同じような基準で行ったものです。

成績については、東京都大会におきましては優勝もしくは準優勝ということでした。それから関東地区大会では3位以上。全国大会は入賞8位以上ということになります。このほかに、教育委員会が特に必要があると認めた時には、この基準のほかに個人または団体を顕彰することができるということになっています。

今年度につきましては、区内の公立・市立、大学から小学校まで含めた団体、それから体育関係の加盟団体、それから体育協会に加盟していない団体、障害者団体の計157団体に推薦依頼をしました。その結果、今回については43組295名をこの顕彰の対象としたものです。めくっていただきますと、栄誉顕彰の被顕彰者一覧がございまして、受章者43組で295人。団体、個人の内訳ですと、団体が18組270人、個人が25人ということになります。

13年度については比較いたしますと、団体が12組です。それから個人が28人ということですので、団体が6組増えて、個人は3人減っているということでした。それで157団体に依頼したわけですけれども、推薦の提出を受けましたのが45組ございました。今回43組ということですので、2組ほどこの基準に該当しておりませんでしたので、その方は対象にならなかったということでした。

その内訳については、そこに書いてございますので後ほどご覧いただきたいと思います。最後のページの所で一番左に39番、40番、41番と振ってある所につきまして、補足の説明をいたします。39番は、日大二クラブという少年の軟式野球ですけれども、正規の基準でいきますとこれは東京都大会ですので優勝または準優勝ということで、2位までということになるのですが、特に43チーム強豪の中を勝ち抜いたということで、これに準ずるものということで審査会にお

いて3位であっても対象にしたものです。

その下の40番、杉並区立和田中学校の野球部ですけれども、こちらも東京都の中学校の野球の春期大会という中で3位ということです。上と同じように本来の基準からは少し外れますけれども、32チームが参加し、公立中学校として頑張って3位に入ったということですので、これも対象にして顕彰したいということで審査会において了承されたものです。

41番が早稲田大学のラグビー蹴球部です。こちらは、39回の全国大学選手権において優勝したということです。この対象区団体、個人とは杉並区に在住またはあるということが条件の1つになっていますが、早稲田大学については上井草のグラウンドを練習場として使っている。地域においても、スポーツ振興に大いに貢献しているということで、今回対象になったものです。私のほうから、説明は以上です。

委員長 では、最初に教育委員会の共催・後援名義使用承認。この件について、ご質問等ございますか。

大蔵委員 もう終わったものとして、阿佐ヶ谷中学校がありますが、全国バズ学習の「バズ」というのは何ですか。

指導室長 指導法の1つですけども、要するにお互いにコミュニケーションを持ちながら話し合う、お互いに語り合うとかしゃべり合うというような指導法を、多く取り入れた教育活動をやるという具合です。

教育長 ディベート方式で議論をしたりします。その手法も含む大きな意味で、これからの学習活動を進める上での方法としてバズセッション方式を、特に中学校で取り入れるようにということで、それを広めるための全国大会ということです。

委員長 よろしいですか。では、最後の5番目の「スポーツ荣誉顕彰について」ご質問等ございましたらどうぞ。ございませんようでしたら、ご報告承ったことにいたします。

では、その他で庶務課長お願いします。

庶務課長 今日お手元に泉南中学のパンフレットと、それから3月27日に阿佐ヶ谷中学で行う予定のこれは、東京都の教育委員会と杉並区が共催して行うという事業ですが、資料をお配りいたしましたので後ほど見ていただけたらと思います。

委員長 ほかにございますか。なければ、本日予定されました案件はすべて終了いたしましたので、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。